

(別紙)

理由書（区域区分の変更に伴うもの）

第8回区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）の随時見直しにおいて、市街化区域から市街化調整区域へ変更するものについて、用途地域の指定解除を行うものである。

■（即－1）門司区青葉台ほか

市街化区域内の災害リスクの高い地域や人口密度の低下が見込まれる地域などを新たな住宅宅地開発等により市街化が広がらないように、市街化区域を市街化調整区域へ編入するものであり、これに併せて用途地域の指定を解除するもの。